

放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、技術基準適合性を参入時に審査し、設備の維持や設備の改善命令、重大事故の報告に係る規定を整備する。

## 放送法改正の概要（安全・信頼性関連）

- 基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備に対し、次の事項が確保されるよう技術基準を定めるとともに、免許、認定又は登録において審査する。（技術基準：新放送法第111条、第112条、第121条、第136条、免許等：新電波法第7条、新放送法第93条、第126条）
  - ① 設備の損壊又は故障により業務に著しい支障を及ぼさないようにすること（放送中止事故の防止など、安全・信頼性の確保）
  - ② 放送の品質が適正であるようにすること（標準方式など、現行と同じものを想定）
- 設備を技術基準に適合するよう維持することを求め、適合していない場合には、設備の改善を命ずることができることとする。（新放送法第114条、第123条、第138条）
- 設備に起因する重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない旨の規定を設けることとする。（新放送法第113条、第122条、第137条）